

四日市市告示第 45 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 2 月 16 日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

四日市市城西町地内における地下水汚染について

2 発表内容

令和 5 年 2 月 15 日に三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、現土地所有者から、四日市市城西町地内において、平成 28 年 11 月 4 日に「ベンゼン」による地下水汚染があった旨の届出がありました。

届出によると当該地は平成 28 年 10 月までガソリンスタンドとして利用されていましたが、ガソリンスタンドを運営していた事業者がガソリンスタンドを廃業した時点で、敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に自主的に土壌・地下水調査を実施しました。調査の結果、土壌汚染はありませんでしたが、1 地点で「ベンゼン」が地下水基準を超過しました（地点は別紙参照）。

地下水汚染の原因については、ガソリン由来であると考えられますが、当該ガソリンスタンドは既に廃業されており、地下タンクを含めて施設は現時点で全て撤去されていると報告を受けています。

なお、平成 30 年 3 月に前土地所有者が敷地境界等において地下水調査を実施、令和 4 年 7 月には現土地所有者が敷地境界等において地下水調査を実施しており、いずれもベンゼンが地下水基準を満たしていることを確認していることから、現時点で周辺環境への影響はないものと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<地下水調査結果>

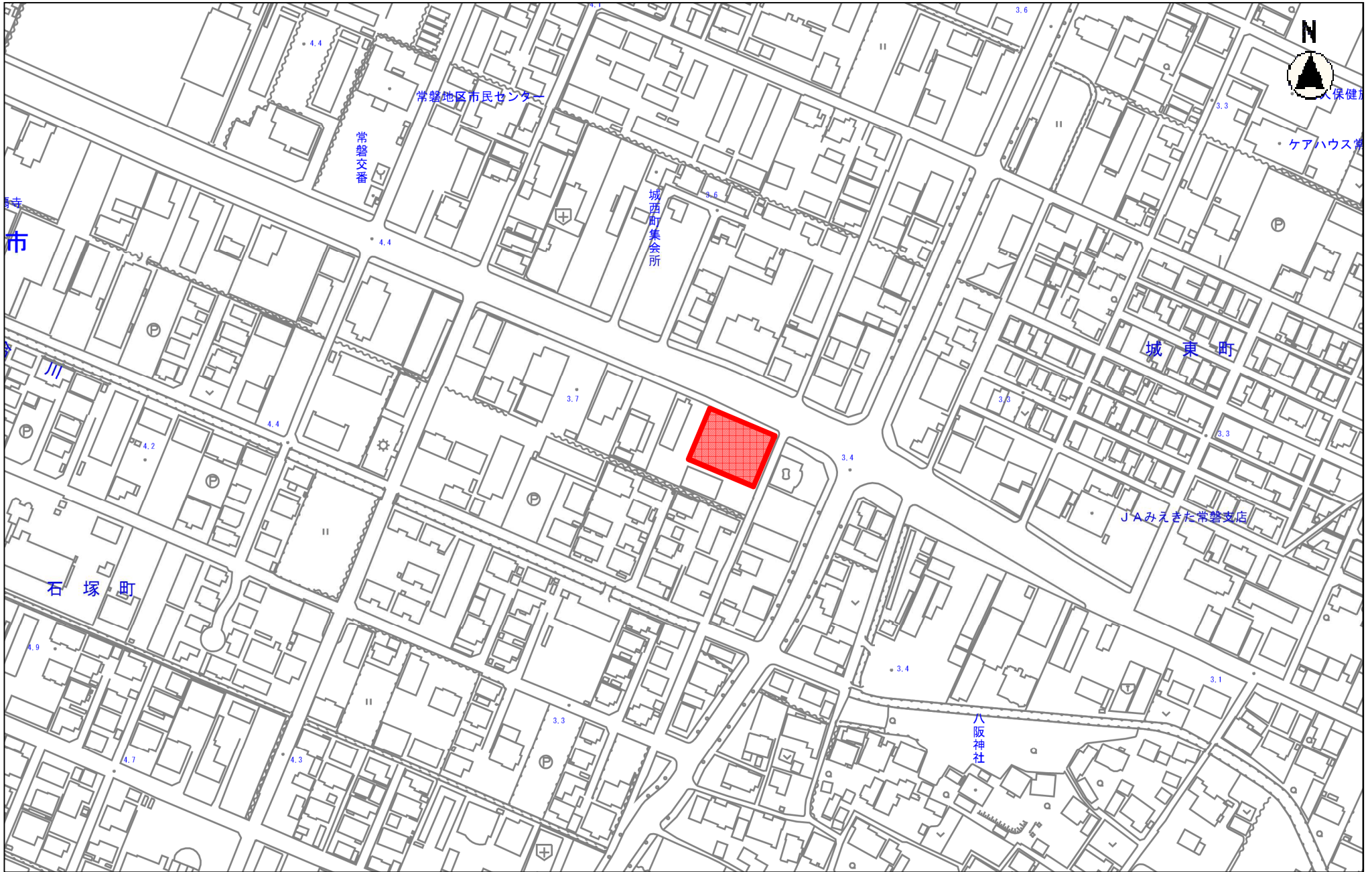
物質名	検出濃度（地下水基準の倍数）	地下水基準
ベンゼン	0.030mg/L (3倍)	0.01mg/L

3 今後の対応について

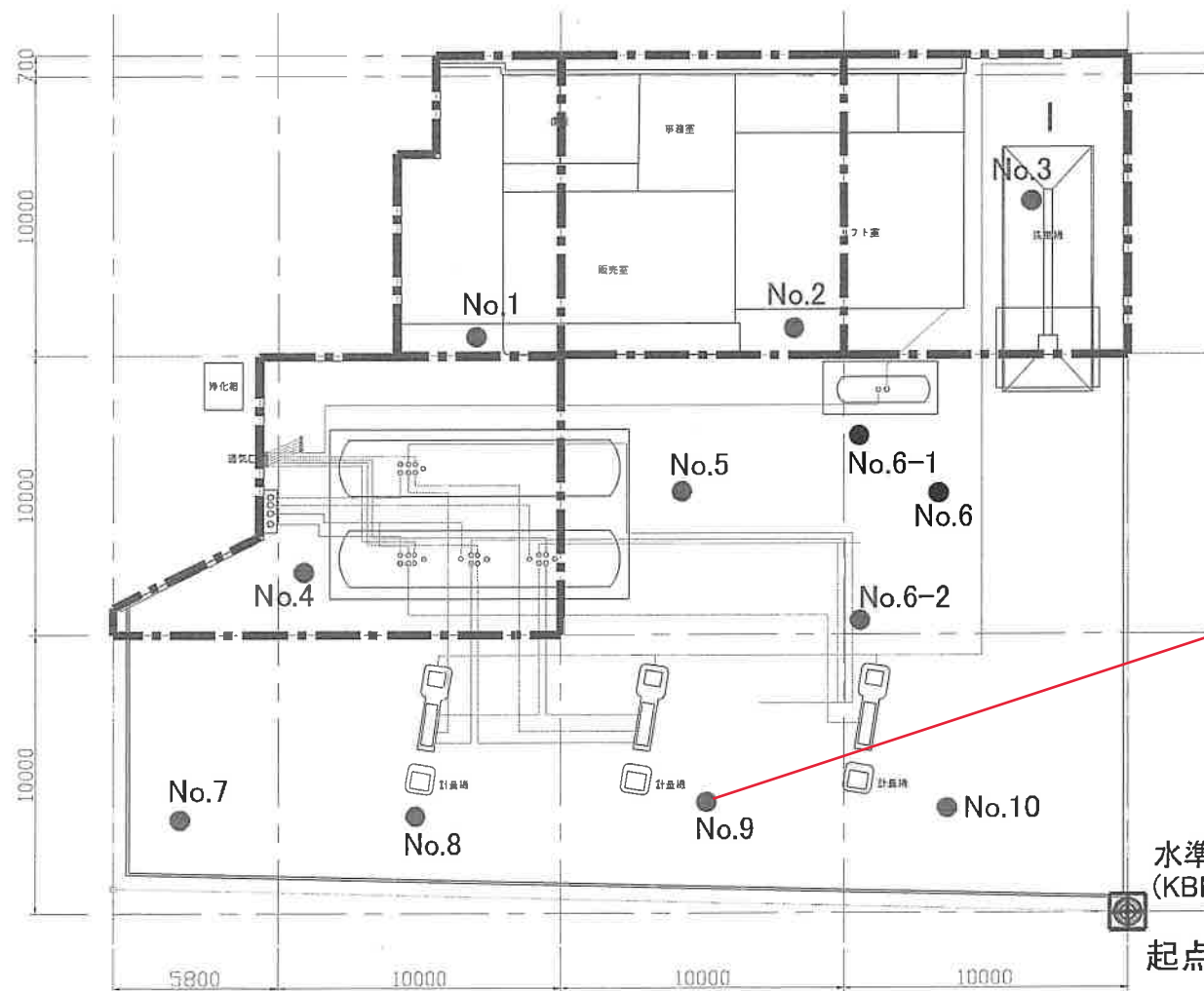
(1) 令和 5 年 2 月 17 日に当該地の現状確認を行います。

(環境部環境政策課)

位置図(城西町付近)



縮尺 1 : 2500
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



対象物質：ベンゼン
地下水：0.030mg/L
(基準値：0.01mg/L)

- : 調査地点位置 (No.6、6-1は、地中障害若しくは強固な地盤のためGL-2.0mにて掘止め)
- : 調査地点位置
- : 統合区画 (130㎡を超えない区画) を示す